

練馬区職員互助会福利厚生事業業務委託にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区職員互助会福利厚生事業業務委託」についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件 名 練馬区職員互助会福利厚生事業業務委託
- (2) 業務内容 基本仕様書（別紙 1）による
- (3) 概算経費 年間 21,000,000 円（税込）程度
※ カフェテリアプランの付与ポイントを含まない。上記金額を参考に最適なプランを提示すること。
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
※ 契約開始から 3 年目の時点でモニタリングを実施し、運営状況が良好であると認められた場合は、契約期間 3 年の契約更新を 1 回行うことができる。

3 参加資格

4,000 人以上の事業所に提供できる福利厚生サービスを有し、引き続き 2 年以上にわたり官公庁等からの受託実績がある者

4 欠格事項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 参加申込書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

5 選定方法等

5－1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和7年9月4日（木）
参加申込書受付期間	令和7年9月4日（木）～令和7年9月18日（木）
質問書受付期間	令和7年9月4日（木）～令和7年9月18日（木）
質問回答日	令和7年9月22日（月）
提案書類受付期間	令和7年9月24日（水）～令和7年10月8日（水）
参加辞退書締切日	令和7年10月8日（水）
一次審査（書類）結果通知	令和7年10月29日（水）
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和7年11月17日（月）
二次審査 結果通知	令和7年11月20日（木）

5－2 応募方法

(1) 応募期間

令和7年9月4日（木）～令和7年9月18日（木）午後5時まで

(2) 応募方法

参加申込書（様式1）を、「9 問合せ先・担当」に記載のメールアドレス宛に送信する。

(3) 受付確認

受付の翌営業日までに受付した旨を参加申込書に記載のメールアドレス宛に返信する。

(4) 参加辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、参加辞退書（様式5）を令和7年10月8日（水）までに「9 問合せ先・担当」に記載のメールアドレス宛に送信すること。

5－3 質問回答

(1) 質問受付期間

令和7年9月4日（木）～9月18日（木）午後5時まで

※期限を過ぎてから届いた質問は受け付けない。

(2) 質問方法

質問票（様式4）を、「9 問合せ先・担当」に記載のメールアドレス宛に送信する。

(3) 回答方法

令和7年9月22日（月）までに区のホームページに掲載する。

掲載先URLは参加申込書に記載のメールアドレス宛に通知する。

5－4 企画提案書等の提出

(1) 書類受付期間

令和7年9月24日（水）～令和7年10月8日（水）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

「9 問合せ先・担当」に記載の住所に直接持参すること。

(3) 提出書類

つぎの①～⑩について、記載した部数を提出すること。

提出書類	提出部数
① 会社・団体概要（様式2） ※貴社が作成している会社概要および会社組織図を添付してください。	正本1部 副本10部
② 法人の登記事項証明書 ※発行後3か月以内の謄本	正本1部 副本1部
③ 法人等の定款	正本1部 副本1部
④ 令和4～6年度（直近の3年度）決算書類のうち、税務申告書類一式（販売費及び一般管理費明細および勘定科目内訳明細書を含む）またはそれに代わるもの	正本1部 副本1部
⑤ 令和4～6年度（直近の3年度）決算に係る営業報告書または事業概況書（税務署に提出したものの写し）	正本1部 副本1部
⑥ 令和4～6年度（直近の3年度）決算に係るキャッシュフロー計算書	正本1部 副本1部
⑦ 直近1年分の法人事業税、法人税および消費税（その1またはその3）の納税証明書	正本1部 副本10部
⑧ 企画提案書（様式3） ※追加資料を添付することは妨げない。	正本1部 副本10部
⑨ 会員制福利厚生サービス案内冊子（ガイドブック）	正本1部 副本10部
⑩ 会報誌	正本1部 副本10部

(4) その他

受付期間後の企画提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

5-5 一次審査

参加資格を満たす応募事業者について、審査基準（別紙2）に基づき、選定委員会による一次審査（提出資料に基づく書類審査）を実施し、上位3社程度を一次審査通過とする。

審査結果は令和7年10月29日（水）までに参加申込書に記載のメールアドレス宛に通知する。

5-6 二次審査

(1) 審査日

令和7年11月17日（月）【予定】

※時間等詳細については、一次審査を通過した者に審査結果とともに通知する。

(2) 審査方法

一次審査を経過した事業者について、審査基準（別紙２）に基づき、選定委員会による二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を実施する。二次審査の評価が最も高い事業者を契約優先候補者とする。

審査結果は令和７年11月20日（木）までに参加申込書に記載のメールアドレス宛に通知する。

6 契約優先候補者との協議

審査により契約優先候補者に選定された事業者と練馬区職員互助会との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。なお、契約優先候補者が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に「４ 欠格事項」に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の事業者を新たに契約優先候補者として選定することができる。

7 情報公開

本件の業者選定情報（提出書類含む）についての情報公開に際しては、練馬区で定める「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙３）を準用し取り扱うものとする。

8 その他事項

(1) 提出書類の作成および提出等、企画提案にかかる費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。所定の保存年限経過後に廃棄する。

(3) 提出された書類が以下のいずれかに該当する場合は、無効の扱いとする。

ア 虚偽の記載をした場合

イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合

(4) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(5) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

(6) 本件の契約は令和８年３月に開催する練馬区職員互助会定期大会において令和８年度予算が成立した場合に効力を有するものとし、無効となった場合に練馬区職員互助会は損害賠償の責を負わないものとする。

9 問合せ先・担当

練馬区職員互助会事務局（総務部職員課福利厚生係）

〒176-8501 練馬区豊玉北６丁目１２番１号（練馬区役所本庁舎６階）

営業時間：土日祝日を除く８：３０～１７：１５）

担当：安齋・木島・小池

電話：０３－５９８４－１６０１

FAX：０３－３９９３－１１９５

Mail：SHOKUIN03@city.nerima.tokyo.jp